

社会福祉法人旭川松の木会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人旭川松の木会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）、及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。なお、役員等が同一日に開催された理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会にあわせて出席したときは、そのいずれかに係る報酬のみを支給することとする。また、当日にあわせて法人の業務を行った場合であっても第4条の報酬はこれを支給しないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員及び評議員が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2より報酬を支払うことができる。

(報酬総額)

第5条 役員等の報酬は、各年度の総額が別表3の範囲を超えないように支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人旭川松の木会旅費規程を適用することができる。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃する。

(施行細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表1

名称	報酬（日当）
理事会出席報酬	5,568円
評議員会出席報酬	5,568円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,568円

別表2

名称	報酬（日当）
理事業務報酬	3,341円
評議員業務報酬	3,341円
監事業務報酬	3,341円

別表3

名称	各年度の総額
評議員	300,000円
理事	800,000円
監事	300,000円
評議員選任・解任委員会業務報酬	30,000円